

## 小山栃木都市計画(ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更(案)の縦覧について)

都市計画法第17条の規定に基づき、小山栃木都市計画(ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更(案)の縦覧を行います。

### ■都市計画の種類

ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)

### ■ごみ処理場の名称

小山広域保健衛生組合マテリアルリサイクルセンター

### ■位置及び面積

・位置 下野市下坪山字結城道西

・面積 約1・6 ha

### ■縦覧場所

・都市計画課(下水道庁舎2階)  
・環境課(国分寺庁舎2階)

### ■縦覧期間

12月10日(水)～24日(土)・日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

なお、縦覧する小山栃木都市計画(ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更(案)について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

**問い合わせ先**  
都市計画課 ☎(48)2114  
環境課 ☎(40)5559

## 住宅用火災警報器の設置が義務化されたことをご存知ですか？

石橋地区消防組合火災予防条例で、平成21年6月1日から火災による逃げ遅れ者を減らすために住宅用火災警報器の設置が義務化となりました。

住宅用火災警報器は、火災の際に発生する煙や熱を感知し、ブザー音や音声により警報を発して、いち早く火災の発生を知らせてくれる機器です。

ホームセンターや電器店等で気軽に購入ができ、天井や壁に取り付けることができますので早急に設置をお願いします。



また、設置の義務化により悪質な訪問販売が多発しています。

消防署・市役所・役場の職員が住宅用火災警報器を販売または業者に販売の委託をする場合は絶対にありません。設置報告や点検義務もありますのでご注意ください。

### ■問い合わせ先

石橋地区消防組合消防本部 ☎(53)6166

## 政治家の寄附は禁止！有権者が求めることも禁止！

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多い時期ですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。(参考:総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo08.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html))

### ■問い合わせ先

下野市選挙管理委員会 ☎(40)5562

## 確定申告用の「障害者控除対象者認定書」「おむつに係る費用の医療費控除証明書」のお知らせ

### 障害者控除対象者認定書

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障害者に準ずる者として認定をされた方には「障害者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障害者控除を受けることができます。

認定を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

- 要介護認定者で65歳以上の方
- 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

## おむつに係る費用の医療費控除証明書

確定申告時に、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護(要支援)の認定を受けている方は、医師が発行する「おむつに係る費用の医療費控除証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。証明を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること
- 市の介護保険被保険者で要介護(要支援)の認定を受けていること
- 寝たきり状態等にあること
- 治療上おむつの使用が必要であること

交付を希望される方は、高齢福祉課 介護保険グループ(きらら館内)へお電話ください。該当するかを確認します。なお、交付には数日間かかりますので、手続きはお早めにお願います。

### ■申請・問い合わせ先

高齢福祉課(きらら館内) ☎(52)1115